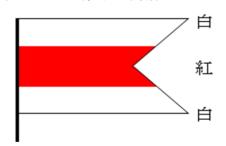
水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

第二管区海上保安本部長 長井 総和(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 国土交通省 東北地方整備局秋田河川国道事務所
- (2) 住 所 秋田県秋田市山王一丁目10-29
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 雄物川河口部(付図のとおり)
- (2)期間 令和7年5月12日から 令和7年6月30日(内2日間)
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚



調査区域

